

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正 に関する意見公募の実施結果について

横浜市では、バリアフリー法政令改正（令和6年6月21日公布）に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について市民意見募集を実施しました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表します。

1 実施概要

- (1) 意見募集の期間
令和7年1月27日（月）から令和7年2月25日（火）まで
- (2) 改正概要及び意見公募要領の配架場所等
各区役所区政推進課、建築局建築企画課、市民情報センター、横浜市ウェブサイト
- (3) 意見提出方法
電子メール、郵送又は持参、FAX（ファクシミリ）

2 実施結果

- (1) 意見総数
13件
- (2) 意見提出者数（提出方法別内訳）
11名（電子メール11名）
- (3) 意見の内容

	分類	件数
1	便所内の大型の介助用ベッドに関するご意見	11件
2	福祉車両の駐車スペースに関するご意見	2件

ご意見の詳細については、次ページ以降に掲載しています。

- (4) 提出意見による修正の有無
施行規則改正内容の修正はありません。

3 頂いた御意見と、御意見に対する本市の考え方

1便所内の大型の介助用ベッドに関するご意見		
NO	ご意見	本市の考え方
1	トイレにユニバーサルベッド(介助用ベッド)の設置を増やしていただきたいです。 全介助でオムツ変えの必要があります。ベビーベッドが設置されているトイレは多数ございますが、小さくて利用できません。少しでも増える事を熱望しております。	<p>横浜市では、横浜市福祉のまちづくり条例に基づいた建築や設備に関する仕様を詳しくまとめた「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」を作成し、条例に位置付けられた整備基準とその解説のほか、さらに質の高い整備を誘導するための「望ましい整備」の基準や福祉のまちづくりに関するコラム、利用者の声や要望を記載しています。</p> <p>今回の政令及び規則改正を受けて令和7年度に施設整備マニュアルの改正を予定しており、大型ベッドについては、いただいたご意見を踏まえ設置の要望が高い設備として設置を誘導するため「望ましい整備」として位置付けます。</p> <p>また、上記に加えて利用者や施設運営者等のご意見、市内施設の設置状況等を踏まえ、自主基準への位置づけについて、引き続き検討してまいります。</p>
2	トイレの数や広さも重要ですが、さらに、各多目的トイレにユニバーサルベッドを設置していただきますようお願いいたします。多目的トイレと呼ばれるトイレは車いすから便座に移乗して排泄することを想定されている場合が多いですが、車いすやバギーを使用している全介助の方は、ベッドに横になってオムツ交換を行います。赤ちゃん用のオムツ替えベッドは20～30kgが限度のものが多いため、それ以上の体重や大人の方は使用できません。ユニバーサルベッドの設置を希望いたします。	
3	福祉のまちづくり条例の一部改正の中に、車いす用トイレに介助用ベッドの設置の内容が入っていません。我が子には重症の障害があり、外出の際おむつ交換するのにベッドが必要です。車いす用トイレに、介助用ベッド(簡易ベッド)の設置をお願いします	
4	福祉のまちづくり条例の一部改正の中に、車いす用トイレに介助用ベッドの設置の内容が入っていませんが、重症の障害があつておむつを使用していると、外出の際おむつ交換するのにベッドが必要です。車いす用トイレに、介助用ベッド(簡易ベッド)の設置をお願いします。トイレは一度設置されてしまうと、そこからの改修が困難だと思います。新しく設置する時こそ介助用ベッドを入れていただくチャンスだと思います。折り畳み式や壁に立てるタイプのベッドにすれば、必要な時に引き出して使うことができ、車いすの利用者の妨げにならないで使用することができます。使用后、ベッドを折りたたまないで出してしまう人がいるというお話も伺いましたが、ベッド使用後に元に戻すための注意喚起をするための張り紙などをする事なども合わせて考えていただければと思います。ユニバーサルベッドとして、赤ちゃんや高齢者にも広く使っていただけるものとなります。ぜひとも、車いす用トイレに介助用ベッドの設置をお願いします。	
5	車いす用トイレに介助用ベッドの設置の内容が入っていません。 重症の障害があり、外出の際おむつ交換するのにユニバーサルトイレと名のつく場所に行ってもベビーベッドしかなくおむつ替えができないところが多いです。大人の寝られるベッドが必要です。車いす用トイレに、介助用ベッド(折りたたみ簡易ベッド)の設置をお願いします。	
6	「福祉のまちづくり条例の一部改正」の中に、車いす用トイレに介助用ベッドの設置の内容が入っていませんが、重症の障害があり、外出の際おむつ交換するのにベッドが必要です。車いす用トイレに、介助用ベッド(簡易ベッド)の設置をお願いします。	
7	車椅子用トイレの広さを国の基準より広く考えてくださりありがとうございます。 家族に重症心身障害者があり、外出先のトイレで苦勞することが多いです。ベビーベッドは設置されていても介助用ベッドがある施設は少なく、オムツ交換を我慢させて帰ることもあります。新しく設置する車椅子用トイレには、介助用ベッドの設置をお願いします。施設で1カ所でも設置されていると外出をためらうことが減ると思います。よろしく願いいたします。	

8	<p>車椅子用トイレのなかに介助用ベッドの設置の内容が入っていません。車椅子用トイレとは、車椅子が入るスペースがある広いトイレであり、手すりなどを整備するイメージかもしれませんが、実際は、乳幼児用のベッドがサイズアウトした重度障害者が、外出の際、オムツ交換をするための貴重な場所であることを認識して頂きたいです。やっと見つけた車椅子用トイレに簡易ベッドがなくがっかりした経験は、介助者なら度々あることです。障害のあるなしにかかわらず、自由に外出の機会をもてるように、車椅子用トイレに介助用の簡易ベッドの設置をお願い致します</p>	<p>横浜市では、横浜市福祉のまちづくり条例に基づいた建築や設備に関する仕様を詳しくまとめた「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」を作成し、条例に位置付けられた整備基準とその解説のほか、さらに質の高い整備を誘導するための「望ましい整備」の基準や福祉のまちづくりに関するコラム、利用者の声や要望を記載しています。</p> <p>今回の政令及び規則改正を受けて令和7年度に施設整備マニュアルの改正を予定しており、大型ベッドについては、いただいたご意見を踏まえ設置の要望が高い設備として設置を誘導するため「望ましい整備」として位置付けます。</p> <p>また、上記に加えて利用者や施設運営者等のご意見、市内施設の設置状況等を踏まえ、自主基準への位置づけについて、引き続き検討してまいります。</p>
9	<p>この度、福祉のまちづくり条例の一部改正の中に、車いす用トイレに介助用ベッドの設置の内容が入っていませんでした。息子は重度の障害があり、外出の際はおむつ交換するのにベッドが必要ですが、なかなかそのような場所がありません。車いす用トイレに、介助用ベッド(簡易ベッド)の設置をお願いできますでしょうか。ご検討のほど、よろしくお願いたします。</p>	
10	<p>今回の改正案では「車いす使用者用便房」の設置について述べられていますが、大人がおむつなどの交換をすることができる「ユニバーサルシート(介助用ベッド)」の設置についても基準の制定をお願いいたします。</p> <p>子育て世代や車いすの課題に対する改善は進みつつあり、車いす用トイレについては駅や商業施設にはほとんど設置されていますが、ユニバーサルシートについては大規模な商業施設においても設置されていない場合が多く、おむつ交換が必要な障害者にとっては依然として外出に対する障壁が存在します。</p> <p>神奈川県整備基準には「望ましい水準」としてすでに策定されており、横浜市においても基準として制定していただきたいと考えております。ご検討のほどよろしくお願いたします。</p>	
11	<p>福祉のまちづくり条例の一部改正の中に、車いす使用者用便房に介助用ベッドの設置を希望します。重症の障害があり、外出の際おむつ交換や排尿管理(導尿)するのにベッドが必要です。外出の際は事前にトイレを調べることもありますが、分からず何十分も探すこともあります。全トイレでなくとも建物に一つで十分ですので、車いす用トイレに介助用ベッド(簡易ベッド)の設置義務をお願いします。大きなベッドは重度障害者だけでなく、お年寄りや赤ちゃんも使用できます。落下防止のためのベルトを付けたベッドだととても有難いです。</p>	
2 福祉車両の駐車スペースに関するご意見		
NO	ご意見	本市の考え方
1	<p>大体は車椅子使用者用駐車施設が用意されていますが、後方にスペースがない駐車場がほとんどです。福祉車両は後側にスロープを出して乗降りします。前方にスペースがあれば車を前に出した状態で乗降りができますが、なかなかスペースはなく、車の左右にスペースがあるような場所がほとんどです。ぜひ、福祉車両の利用を念頭において設計いただきたいです。</p>	<p>横浜市では、現行の条例施行規則で福祉車両の利用に配慮し1台以上は奥行6m以上とする義務基準を設けています。</p> <p>令和7年度に予定している施設整備マニュアルの改正では、いただいたご意見を踏まえ、更に乗降時にも配慮した十分なスペースを後方に確保することを「望ましい整備」として位置付け、利用しやすい駐車施設の整備を誘導してまいります。</p>
2	<p>身障者用駐車スペースの広い空間を左右だけではなく、後方にも広くスペースを作ってくださいようお願いします。スロープ車やリフト車などの福祉車両は後方から乗降するため、後方にスペースが必要です。また、バックドアを開けたりスロープ、リフトを出すため、駐車スペースの後方に看板や柱などがたっていると使用できません。前向き駐車して乗降も可能ですが、その場合は車道(車の通路)側に車いすを出すことになるため危険です。駐車台数に加えてそれぞれの環境の基準も見直して頂けるようお願いいたします。</p>	